

労働者派遣法に基づく情報公開

ニッコクソフト株式会社

【許可番号】派 13-306447

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項の定めにより、労働者派遣事業に係る以下の情報を公開します。

対象期間 2023 年 4 月 1 日から

2024 年 3 月 31 日まで

派遣労働者の数	20 名
派遣先事業所の数	6 社
派遣料金の平均額	31,664 円(8 時間当たり)
派遣労働者の賃金の平均額	18,716 円(8 時間当たり)
マージン率	40.9%
教育訓練に関する事項	技術維持向上の教育 機密情報保護に関する教育 安全衛生教育
その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項	資格取得支援 確定拠出年金制度 東京都情報サービス産業保健組合の福利厚生施設やその他のサービス
派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結しているか否か ⇒労使協定を締結している 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ⇒すべての派遣労働者 労使協定の有効期間の終期 ⇒2025 年 3 月 31 日

※マージン率の中には、社会保険料の会社負担割合、その他（教育研修費用、健康診断費用、福利厚生費用、求人募集・採用費用、事務所賃料等）、事業運営に必要不可欠な費用も含まれています。